

明治七年十月

# 佛國古今通史

文部省

佛國

東亞史綱之一

第一章

第二章 フランス人の事

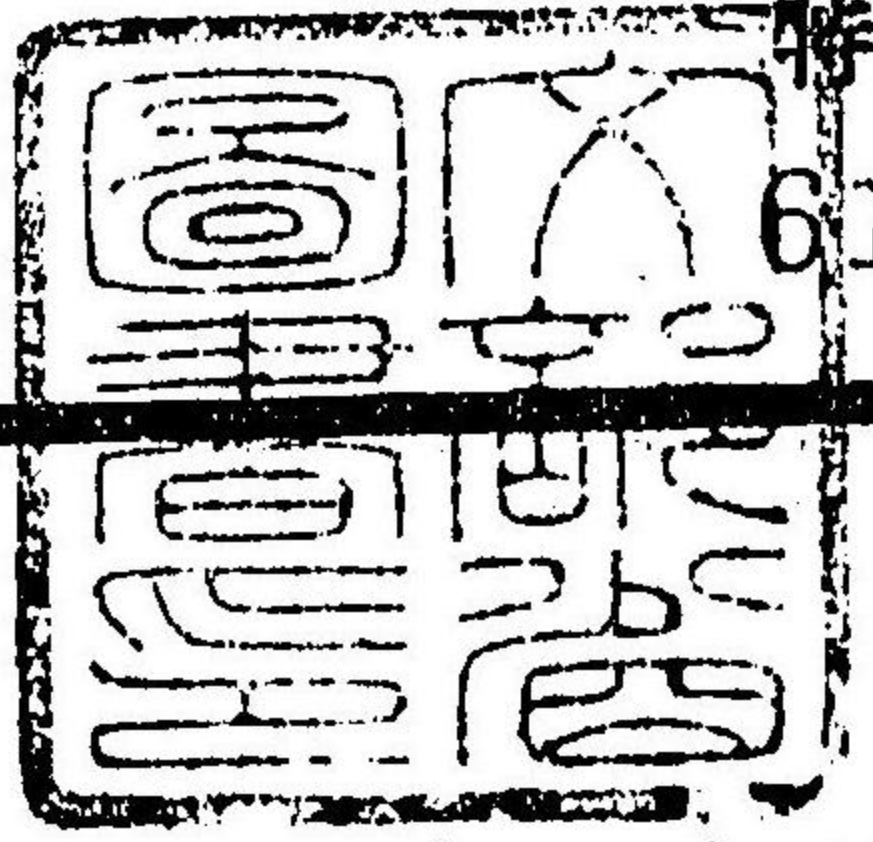
第三章

至

第四章 查尔曼在位の事

第五章 カルロウ井ンジアン家ある國王の事

第六章 カルロウ井ンジアン家々續きの事



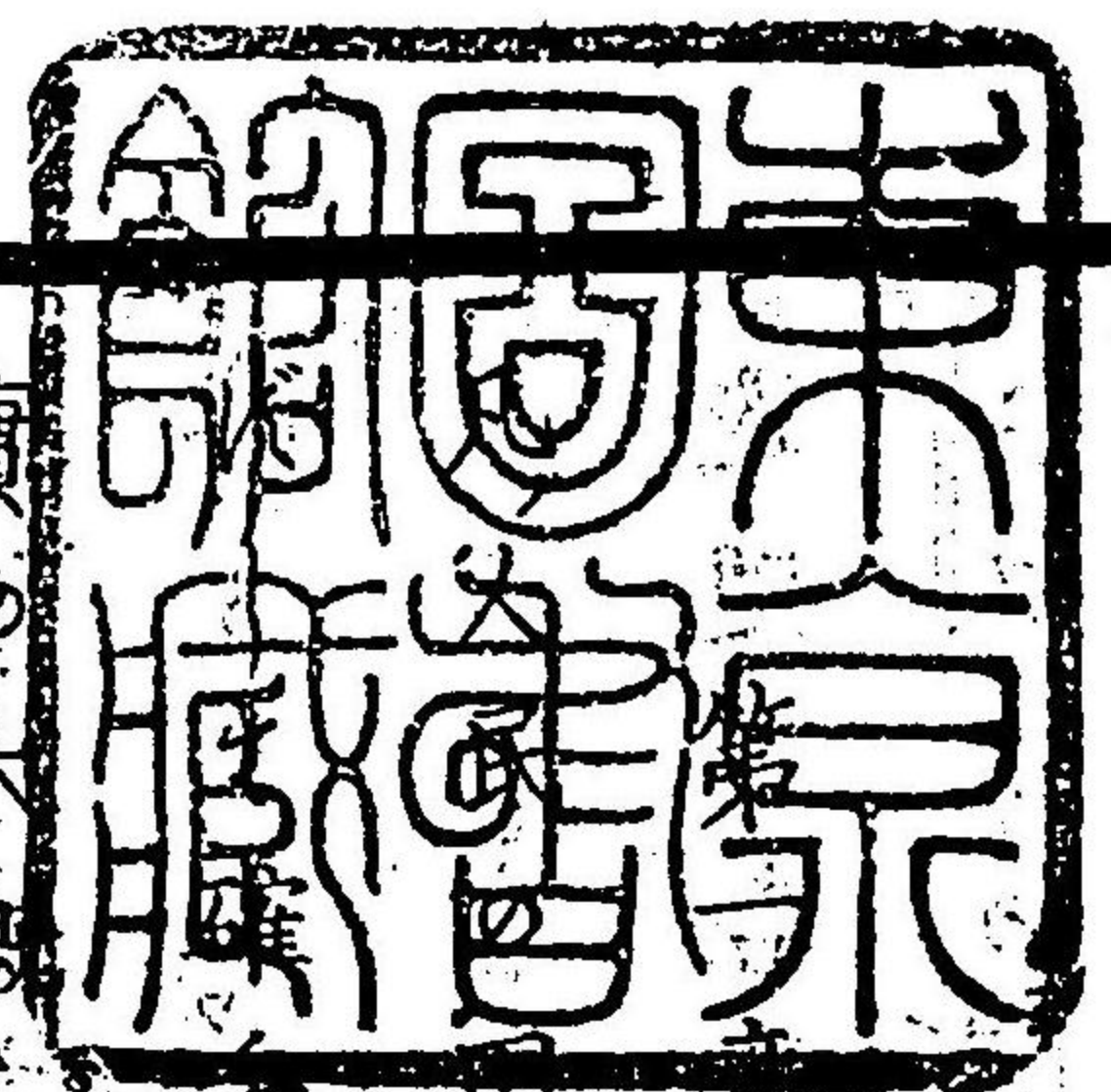
特31  
617



目錄終

佛國古今通史卷之一

秋山政篤 譯



佛國古今通史卷之一  
 第一章に「ゴール人の事」あり、其の源を尋ふに煩瑣は條少からず、  
 實の大概を擧ぐ足まらざるを、元來「ゴール人」は歐洲西  
 方の地と大不列顛、北嶋嶼の殖民せしセルチ、大種族  
 の中より殊に著名なる者あり、此人民の屢各所不移  
 住せし其梗概を解明せむと有可なり、經典中の所載し



據トバジヤフヘトの苗裔嘗トイヒシ宗を奉ずる所  
 の嶋ヲ移住セシ其中心トシテ我々の子孫  
 してシメリアニスヌシメリアと云へる民を歐洲  
 北東の地方ヲ居所を占テ漸ク西方の地ヲ蔓延セシ  
 然ルカッシの後裔ナルサイジアニス人とタルタルス  
 人々往古より世ヲ聞えたる勇氣逞キ者ナク國々を  
 巡廻シ各處乃土地ヲ侵掠セリ此人民嘗クシメリア  
 シメリア人の開拓地ヲ侵入シテ其人民を追出テ  
 シメリアニス人々己むことを得ざ住馴レ古郷を捨テ  
 日耳曼國中比渺々たる深林ヲ越えて遁逃シ遂ホゴ  
 ールに至リて居所を構ヘたり是則チゴールの土人あり  
 と云ふ抑シメリアニス人のゴールホ移リシ紀元  
 前八百年代或ハ九百年代の頃ナリト云フ  
 去ル程カッシ此子孫ガ性來所々を遍歴シテ抄掠する  
 事ヲ好みタリ故ニ日耳曼の深林を踏エテ進入シ到ル  
 處ニシメリアニス人々驅逐シテ遂ホ葉泥河迄追及セ  
 ン雖モ此大河の爲ヨリ遮ラレテ進む事を得ザリ  
 ン即チ此大河を以テ兩國の境トスル其後星霜  
 を経クニシテカッシの時代ニ至リ兩國人民ハ區別  
 愈判然タリ夫レシメリアニス人頗ル武勇ホ秀ク且文道



此達セリ者ありしが此人の説にて日耳曼人とゴ  
 ル人其原種を異りせり此云へるは茲にクニシヤ、カ  
 セニア、キリヤの商人等ハ屢高方の為りゴトル此  
 南方小至りしが此地方ノ關係せる切要なる事ハ紀元  
 五百三十九年ノ當リフニシヤ人馮耳塞の基礎を起念  
 刺取在り延クニシヤ人々ゴトル國人残りて新ニ通  
 商の道を開り小々人間ニ交際日用生活の技術を教へ  
 ーと云ふゴトル人々カシの子孫此如く廣く土地侵  
 畧セざりしと雖も歐洲中最良の地ノ乱入して蹂躪を  
 受事屢あり殊に伊太利を豊饒乃地あるが故に其害小

羅の事亦隨て大なり去まバシンメリアンス人始り  
 るゴトル小移住セリ時ノ當リ此人民アルプス山を越  
 えり伊太利ノ入リ當今アブリヤと云へる伊太利の州  
 を剽掠セリが後亦此國の北方侵奪ひ取り其地名を改  
 りてシサルバイン、コリルと呼べり其後伊太利の内地  
 小侵入すは事多く殊に羅馬の府も此暴民の手小陥り  
 たるが如くふまり此時紀元三百九十年なり此外又件  
 の暴民此別隊大勢にて希臘ノ乱入しデルフイを圍み  
 しが却て追散されて大に人命を損害せり然るに此種  
 族ノ加はる兵卒ハ漸々日多くなりて歴山後嗣の時小



至て畏るべき強敵とふれり

馬耳塞マルセイユの人民々ゴール此地を蚕食して内地に進入せ

んとしゴール人民々我が地に入まざらんとして堅く之を

拒ぎけまば遂に馬耳塞人敗走して却る其地を奪はま

んとするが故に羅馬に應援を乞ふに至り去れば羅馬

人を始めてゴール國に攻入るは機會を得て速に兵を

ゴールに送りしがゴール人の容易に羅馬人に従はざ

しく固く我が自由を守り防禦の術を盡しりまば羅馬

の大將シーサルの全くゴールを平定せしは十年の久

しきり及びたり

ゴール人の容貌端莊にして眸子碧色を帯び頭髮美し

しく音聲高く天稟活潑にして一旦に諸事専心ま

雖も長く之に堪ふる事能はざ敵を攻るに初は頗る

猛烈にして當り難しと雖も一度は追返さるゝ時忽

ち其威勢沮喪して初に如くあらずに性来已の嗜む事

の意を奪はると雖も其好まざる者ハ之を嫌ふこ

ゝ亦甚し此に如く心意の變り易き實に測り難し日比

甚だ愛せし者にして毫末の事ありて深之を惡み

嫌ふに至る事屢ありし云ふ

此頃ゴール國は江河屢満溢して其近傍ハ盡く沼と變



之川より其國自ら分れず三州と云ふが即ち南部を以  
 クヨイテ云ふ云ひ中部我セルチク人種の地と云ひ北  
 部をバカレト云ふ云ひ而して此久ハ數種族に分れ一種  
 族毎小一王ありて其民を統御は此一種族亦許多口分  
 派して其中威力逞き酋長は己れの領内より於て召ん  
 と擅制不律用き威權を振ひけり然れども此各種族互に盟  
 約を結びて一致せりと雖も預て時期定めて會議せ  
 る事なく只大事は起りて時の方を俄に之を設く時が  
 故に防禦は期不後候事屢なり又萬機此貴族の手よ  
 り出る小由で國政を全く貴族政治と如くふる事雖も

不

封建時代の貴族政治と云ふ事變り全く上下二等と別  
 るのみならず其威權は盛んなる事比類なし是れ以て  
 人民を奴隸の如くふる事更に名爵階級の順序ある事  
 あり云ふ此時セルチク種乃國人小て最も威力を振ひ  
 しハドロイド古代法教と云へる僧徒より名譽甚き  
 高く獨り大免許を受きて宗門關係の諸儀式を監督せ  
 るのみならず國政に預る事を得るなり故に其身ハ神  
 聖に如く尊くして租税を収りて軍役義務を候伯等  
 亦争て交りて結ぶを以て譽れとせり但しドロイド  
 三級に分ち一をドロイドと稱して宗門の事委任



其國一をバルドと号して史詩を詠ずる事を掌り一  
 我ユリウエリル呼ぶ宗門上其事を詩歌に賦し天帝降  
 たり所は神巫と稱せり又婦人の下口を呼び即ち國民  
 其衆會我助んるを屢其事を與せり殊に大不列顛の  
 口を下る甚く有名にして博識ありしは其僧官を望  
 るるゴール人も此國に至りて其教道を傳習する事屢  
 あり  
 下口を下る殊に大陽火焰を尊信し其他大陰及び數種  
 の物を神として之を祭まり而して祭奠の犠牲を就て  
 殘忍極む事といぜん宗に比し非ず平常ハ一人を

犠牲として之を供すと雖も小時りくハラジール柳  
 種に枝を以て巨大ある人躰を作り其中に許多の人類  
 を籠めて四方に枯艸を積重ね火を移して枯艸と共に  
 灰燼を成しあとり又下口を呼ぶの甚だ尊崇を分物  
 たる柵樹にして殊に此樹に生ずる寄生樹を尊敬し毎歲  
 大儀式を設けり之を伐りて下口と云へる僧  
 徒は頭を之を守護せり  
 羅馬の兵營にゴール人も攻入るし時下口を其國民を  
 勵まし烈しく羅馬兵に敵抗せり是より羅馬人  
 痛く下口を惡えり其後ゴール國遂に羅馬の管



轄を受る時、至リテロイ下は威力甚ク傾衰シ其人貧  
シ大ニ減少セリト云ハ爰ハ耶蘇教門のゴリルノ入り  
トシ紀元一〇百年代の事也トシテ此教門忽チ國中ハ蔓延  
セリト雖シトロイ下ハの教法ハ衰ヘリハ數百年代ノ後  
ニ在リトシテ焦々ゴリル人羅馬の管轄を受リ至リシ  
後國習成ニ變リテ羅馬の國語及ハ風俗ニ從ハ粗暴の  
行ヲ改テ開化の道ヲ開キ古ハ國風將ホ減シたるカ如  
クト雖シ自由を恣リテ皆ヨリ祖先の輝々トシテ武威成  
尖ハ驕奢ハ流レテ古の勇氣を滅シ遂ニ連綿たるゴリ  
ル國ハ忽チ兇虐ふる暴民トシテ手ホ陥リたり此暴民ハ牲

日ゴリル人ハ祖先を歐洲東方の地ヨリ驅逐セリ者の  
子孫なりト云ハ

第二章 フランクス人の事クロウフスノ在位ヨリ  
至  
種族漫ク即位マ

ゴリル人羅馬の政治を受テ太平ホ浴セリ事二百年餘  
ニ至リテ紀元二百六十年ノ當リ數種ハ暴民國內ニ  
乱入セリテ國民盡ク塗炭ニ苦ホ陥リたりト雖シ此  
時羅馬帝ハ酒色ニ沈湎シテ敢テ國事ホ注意セズ故ホ  
繁盛ふるゴリル國ハ遂ニ此暴民ハ強奪ホ逢ヘリ其後  
紀元四百十四年ホ至リボルゴンジアシ及ビウフシゴス



と云へる日耳曼の二種族をブール南方州郡を羅馬  
 帝ヲノリウスよと賜はりしと雖も北方の州郡を兇暴な  
 るフランクスと云へる種族の為り奪はたり此人民  
 と我が自由を固守せんと決定せしを以て其名を著ハ  
 ンゴールに攻撃し此地に於て交戦すは事一百年に至  
 りいづれ遂に廣大なる土地を押領し其國中ハトレウ  
 と云へる處を以て首府とあせり  
 クロウ井ス未だ王位に登らざる時をフランクス人を制  
 御せし王數多かりしに就中最に有名なる王をフアラモ

ンドと云ふ人あり此王は英國王アトシヤルの如く稗  
 史小説に其名を記載せし所は豪傑なり世人此王の後  
 嗣を稱してクロウ井ニアシ北朝と云ふ蓋し此王より  
 三代目の君をクロウ井スと呼びし故あり蓋し此時紀元  
 四百八十六年を以てクロウ井スハフランクス人即位  
 の例に従ひ楯を以て王位に即きたり此時は當り  
 ゴール國五州に分裂して其一を南方の地を領するホ  
 ルゴンニア人乃地あり其二は同ト地方を領するウ  
 レゴス人の地なり其三は北東の地を領するフロンク  
 ス人の地あり其四は獨立し其合衆政治あり



リカ<sub>二</sub>當令<sub>一</sub>の地<sub>二</sub>あり<sub>一</sub>地なり其五を羅馬に命令<sub>二</sub>送奉<sub>一</sub>するべル<sub>二</sub>ジ<sub>一</sub>、<sub>二</sub>ゴ<sub>一</sub>ールの小部あり斯く<sub>二</sub>クロウ井ス<sub>一</sub>甫て十  
 九才の春を迎へ<sub>一</sub>時威力強大なり<sub>二</sub>己<sub>一</sub>拔山の勢あり  
 リ<sub>二</sub>ソ<sub>一</sub>イ<sub>二</sub>ソ<sub>一</sub>ンと近傍あり<sub>二</sub>常<sub>一</sub>王位を望みたる<sub>二</sub>セ<sub>一</sub>ー<sub>二</sub>グ<sub>一</sub>  
 リ<sub>二</sub>ユ<sub>一</sub>スを打敗り<sub>二</sub>盡<sub>一</sub>く羅馬人を驅逐せり<sub>二</sub>是<sub>一</sub>則ち<sub>二</sub>クロウ井<sub>一</sub>  
 ス<sub>二</sub>事<sub>一</sub>成<sub>二</sub>企<sub>一</sub>て<sub>二</sub>始<sub>一</sub>なり<sub>二</sub>遂<sub>一</sub>に<sub>二</sub>後<sub>一</sub>来<sub>二</sub>四<sub>一</sub>海<sub>二</sub>小<sub>一</sub>赫々たる雄威  
 を耀<sub>二</sub>々<sub>一</sub>、佛國の基を起<sub>二</sub>たり<sub>一</sub>ク<sub>二</sub>ロウ井ス<sub>一</sub>、<sub>二</sub>ソ<sub>一</sub>イ<sub>二</sub>ソ<sub>一</sub>ンの  
 府を攻取りたる<sub>二</sub>後<sub>一</sub>忽ち<sub>二</sub>一<sub>一</sub>事件を生せる<sub>二</sub>ふ<sub>一</sub>依<sub>二</sub>て<sub>一</sub>従<sub>二</sub>来<sub>一</sub>フ  
 ラ<sub>二</sub>ン<sub>一</sub>クス<sub>二</sub>王<sub>一</sub>の威權其幕下<sub>二</sub>ふ<sub>一</sub>振<sub>二</sub>ふ<sub>一</sub>事<sub>二</sub>も<sub>一</sub>漸く弱<sub>二</sub>う<sub>一</sub>り<sub>二</sub>己<sub>一</sub>  
 知<sub>二</sub>まり<sub>一</sub>然る<sub>二</sub>所以<sub>一</sub>を<sub>二</sub>左<sub>一</sub>に<sub>二</sub>説<sub>一</sub>ん<sub>二</sub>嘗<sub>一</sub>て<sub>二</sub>一<sub>一</sub>人<sub>二</sub>比<sub>一</sub>兵卒<sub>二</sub>リ<sub>一</sub>ーム<sub>二</sub>ス

の寺院より甚<sub>二</sub>が<sub>一</sub>美麗<sub>二</sub>く<sub>一</sub>且貴重なる<sub>二</sub>器<sub>一</sub>物を奪ひ  
 取<sub>二</sub>り<sub>一</sub>故<sub>二</sub>リ<sub>一</sub>ーム<sub>二</sub>スの<sub>二</sub>ビ<sub>一</sub>レ<sub>二</sub>ヨ<sub>一</sub>ップ<sub>二</sub>官<sub>一</sub>僧<sub>二</sub>セイ<sub>一</sub>ント<sub>二</sub>レ<sub>一</sub>ミ<sub>二</sub>此<sub>一</sub>器  
 を返さん事を<sub>二</sub>ク<sub>一</sub>ロウ井ス<sub>二</sub>ふ<sub>一</sub>乞<sub>二</sub>へ<sub>一</sub>り<sub>二</sub>此<sub>一</sub>時<sub>二</sub>ク<sub>一</sub>ロウ井ス<sub>二</sub>ら<sub>一</sub>僧徒  
 成<sub>二</sub>懐<sub>一</sub>け<sub>二</sub>己<sub>一</sub>ま<sub>二</sub>助<sub>一</sub>とせん<sub>二</sub>と<sub>一</sub>志<sub>二</sub>り<sub>一</sub>り<sub>二</sub>己<sub>一</sub>バ<sub>二</sub>此<sub>一</sub>器<sub>二</sub>成<sub>一</sub>  
 僧徒<sub>二</sub>ふ<sub>一</sub>與<sub>二</sub>へ<sub>一</sub>んと<sub>二</sub>セ<sub>一</sub>り<sub>二</sub>己<sub>一</sub>バ<sub>二</sub>彼<sub>一</sub>兵卒<sub>二</sub>大<sub>一</sub>音<sub>二</sub>く<sub>一</sub>て<sub>二</sub>縦<sub>一</sub>令<sub>二</sub>王<sub>一</sub>たり  
 とも<sub>二</sub>我<sub>一</sub>が<sub>二</sub>奪<sub>一</sub>ひ<sub>二</sub>取<sub>一</sub>り<sub>二</sub>物<sub>一</sub>を<sub>二</sub>人<sub>一</sub>に<sub>二</sub>與<sub>一</sub>ふる<sub>二</sub>理<sub>一</sub>り<sub>二</sub>己<sub>一</sub>バ<sub>二</sub>と<sub>一</sub>叫<sub>二</sub>び<sub>一</sub>は  
 ち<sub>二</sub>此<sub>一</sub>器<sub>二</sub>を<sub>一</sub>執<sub>二</sub>り<sub>一</sub>此<sub>二</sub>器<sub>一</sub>を<sub>二</sub>打<sub>一</sub>碎<sub>二</sub>き<sub>一</sub>け<sub>二</sub>り<sub>一</sub>此<sub>二</sub>時<sub>一</sub>ク<sub>二</sub>ロウ井ス<sub>一</sub>怒<sub>二</sub>り<sub>一</sub>心<sub>二</sub>頭<sub>一</sub>  
 より<sub>二</sub>發<sub>一</sub>せ<sub>二</sub>と<sub>一</sub>雖<sub>二</sub>ど<sub>一</sub>も<sub>二</sub>之<sub>一</sub>を<sub>二</sub>忍<sub>一</sub>んで<sub>二</sub>遂<sub>一</sub>に<sub>二</sub>一<sub>一</sub>年<sub>二</sub>は<sub>一</sub>星<sub>二</sub>霜<sub>一</sub>を送<sub>二</sub>り<sub>一</sub>  
 一<sub>二</sub>が<sub>一</sub>或<sub>二</sub>日<sub>一</sub>兵隊の操練を<sub>二</sub>見<sub>一</sub>せ<sub>二</sub>り<sub>一</sub>其中<sub>二</sub>ふ<sub>一</sub>往<sub>二</sub>日<sub>一</sub>器<sub>二</sub>を<sub>一</sub>碎  
 き<sub>二</sub>る<sub>一</sub>兵卒<sub>二</sub>り<sub>一</sub>り<sub>二</sub>己<sub>一</sub>バ<sub>二</sub>偶<sub>一</sub>兵器<sub>二</sub>を<sub>一</sub>執<sub>二</sub>る<sub>一</sub>事<sub>二</sub>正<sub>一</sub>し<sub>二</sub>ら<sub>一</sub>り<sub>二</sub>己<sub>一</sub>バ<sub>二</sub>て



其法を乱せりクロウキスを往日は怒を散するハ此時ハ  
 有りと彼の兵卒ハ手より其兵器ヲ打落せ其兵卒ハ再  
 ビ之を執んとせり或クウキス大音より汝ソイツン  
 ぐ番ヲ碎きし事を忘れずまゝと罵る聲と諸共ハ鉞  
 小テ彼の兵卒切殺したり  
 ゴール人常ニ耶蘇教ハ心醉せり故ニクロウキスハ殘  
 酷ホハ處置を其宗門ニ施さざるのみならず深く其心  
 シヨップを愛せりハ人民クロウキスハ服従する事大方  
 あり其後クロウキスボルゴンジノ國王ゴンデバル  
 此姪クロキルダを娶りりテ元來此女ハ耶蘇教を奉ず

るヲ故ニクロウキスハ必ズ改宗す登りとゴール人等盡  
 く望み居たりりマクロウキスハ果してクロキルダハ諫  
 容きて忽ち改宗せんとはす候ハ意ありりと雖も麾下  
 のフランクス人ハ固陋として祖先より奉ずる宗旨を  
 墨守せりハ之を憚る遠く改宗せざりしハ紀元四  
 百九十六年ニ至りクロウキストルビアクハアレマン  
 ニ<sup>往古の</sup>耶曼人<sup>の</sup>と會戦せり時其戦ハ激しく敵ハ為克  
 小壓せられ殆んど危急ニ至りしハ天を仰ぐ平生ク  
 ロキルダハ信ずる天帝ニ誓ひを立と此戦争ニ勝利を  
 降し賜ハミ速ニ耶蘇教ヲ奉ず可りと祈願せりハ竟



アレマンニーを打敗りて大勝利を得たり依りてクロ  
ウサを神の誓ひ一詞を違へずリームス比ビシヨツプセ  
イントレミ戎以て耶蘇教門に入る儀式を行ハレる  
ら先トて宗門を變ぜりハ幕下の中此例に従ひて耶  
蘇教に入る者過半なりとぞ其後クロウサを僧徒の  
助力に依り領地を廣大ナリ遂ニロイル河に至る迄は  
州郡を略し又トール府の近傍ウイルニ於てウシゴッス  
人と戦ひて此人民を敗れり去きバフランクス人ハ威  
力雷の如く進んでエクライタニアを横截しトローリス  
よりポールドールに至る迄我が國旗を翻へたり凱陣

臨みクロウサを堂々として勝利の儀式を整頓しトール  
の府に入りてハリ頭ハ紀元五百八年なり  
爰ニボルゴンドールハ國王ゴンドバールに嘗て二人の兄  
を殺害せりハバクハ此罪過を犯すの名義戎以て  
ボルゴンドールに攻入りたり此時伊太利國王ゼラポル  
クシヤロウサハ力を戮せりボルゴンドールを攻撃せり  
クが忽ち此國を平定せりクロウサ以為其敵ハ恐る  
ハ不足び其雖も同盟せりゼラポリックを悔り難ハ心  
中ハ怖を抱て再びゴンドバルと和睦を結ぶ其奪ハ  
取リ地を返せり



去程ハクロウ<sup>ウ</sup>ス々又ウ<sup>ウ</sup>シゴツス<sup>の種族</sup>王エラ<sup>ウ</sup>リツク<sup>の領地</sup>を掠奪せんと欲せし者無名に兵を發し難しと思ひけり  
 ン宗昔の事ハ託<sup>シ</sup>たり元來ウ<sup>ウ</sup>シゴツス<sup>人</sup>ハアリ<sup>ス</sup>其教  
 派を奉ぜし者バクロウ<sup>ウ</sup>ス之を非しと云けるバゴ  
 ル國中<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>アリ<sup>ス</sup>其門徒ヲ免<sup>シ</sup>置<sup>ク</sup>ハ天帝<sup>ニ</sup>對<sup>シ</sup>  
 テ此上<sup>ニ</sup>おき不敬なりとて竟<sup>ニ</sup>兵を差向けたりエラ  
 リツク<sup>ハ</sup>羅馬の僧徒ヲ害<sup>ス</sup>者<sup>ニ</sup>非<sup>ズ</sup>れし其領分  
 々<sup>ハ</sup>阿<sup>ラ</sup>僧徒皆<sup>ク</sup>クロウ<sup>ウ</sup>ス<sup>の</sup>征伐を悦び奮發<sup>ス</sup>之<sup>ニ</sup>左  
 祖<sup>セ</sup>り是僧徒の初<sup>メ</sup>て國事ハ關係<sup>セ</sup>し一例<sup>ナ</sup>りとぞ  
 斯<sup>ク</sup>ボ<sup>ク</sup>チ<sup>ニ</sup>ア<sup>リ</sup>府<sup>ニ</sup>近傍<sup>ニ</sup>居<sup>ル</sup>ウ<sup>ウ</sup>イル<sup>の</sup>平原<sup>ニ</sup>クロ  
 ン

ウ<sup>ウ</sup>スの兵エラ<sup>ウ</sup>リツク<sup>の</sup>兵と鋒を交へて勝敗を<sup>一</sup>舉<sup>ニ</sup>決  
 するの激戦を為<sup>シ</sup>ガウ<sup>ウ</sup>シゴツス<sup>人</sup>竟<sup>ニ</sup>敗<sup>レ</sup>て國王  
 エラ<sup>ウ</sup>リツク<sup>ハ</sup>亂軍の中<sup>ニ</sup>討<sup>タ</sup>たり去<sup>レ</sup>バゴ<sup>ル</sup>人<sup>ハ</sup>諸  
 州郡を侵掠<sup>シ</sup>其勢<sup>ハ</sup>破<sup>レ</sup>竹<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>なり<sup>シ</sup>バ伊<sup>タ</sup>利  
 國王ゼ<sup>ロ</sup>ドリ<sup>ク</sup>大<sup>ニ</sup>兵を出<sup>シ</sup>て<sup>キ</sup>勝<sup>ヲ</sup>誇<sup>リ</sup>たる<sup>ク</sup>  
 ロウ<sup>ウ</sup>スの兵<sup>ニ</sup>抵抗<sup>シ</sup>ア<sup>リ</sup>ル<sup>の</sup>近傍<sup>ニ</sup>痛<sup>ク</sup>クロウ<sup>ウ</sup>ス  
 を打敗<sup>レ</sup>は是<sup>ノ</sup>より<sup>テ</sup>プロ<sup>ウ</sup>ウ<sup>シ</sup>ス<sup>及</sup>ガエ<sup>ラ</sup>ク<sup>イ</sup>テ<sup>ン</sup>  
 の一部<sup>ハ</sup>伊<sup>タ</sup>利<sup>の</sup>ゴ<sup>レ</sup>ク<sup>の</sup>種<sup>族</sup>王<sup>の</sup>領地<sup>ニ</sup>お<sup>カ</sup>れ<sup>ル</sup>  
 クロウ<sup>ウ</sup>ス<sup>ハ</sup>晩年<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>其行<sup>ハ</sup>往年<sup>ノ</sup>異<sup>ナ</sup>り或<sup>ハ</sup>奸<sup>謀</sup>を  
 專<sup>ニ</sup>り或<sup>ハ</sup>殘忍<sup>ニ</sup>恣<sup>ニ</sup>て親屬<sup>の</sup>領地<sup>を</sup>掠奪<sup>シ</sup>大



其名を汚さず又寺院を建立する事數あり蓋し此時代の風習より貨幣を以て我を犯す諸罪過を償ふべしと云ふ説は惑て斯の如く舉動が及びたと云ふ

クロドミルと云ふ三子をシルデネルと云ふ次子を

クロドミルと云ふ四男子あり長子をシエルリと云ふ次子を

クロドミルと云ふ四男子あり長子をシエルリと云ふ次子を

クロドミルと云ふ四男子あり長子をシエルリと云ふ次子を

分して各其一部を受領す即ちシエルリをメツス

フリストラの府に住しクロドミルをラルレラン府に

居所を占むシルデネルトハ巴黎府に住居しクロドミル

メツソン府に居室を構へたり去れ國中自ら四

州に分裂して擾乱甚だ熾なり痛む可し骨肉を分ち

兄弟鎬を削りて血戦し其殘忍なる事擧げ言ふ登ら

らばクロドミル及びシエルデネルトらクロドミルの遺

子より其領地を強奪し割つてシエルハ自ら劍を以

て其兩子に刺殺せり其後兄弟同心一致してホルゴン

に攻入り全て此國を伐ち従ひたり

斯の數年内乱續きその後シエルリ、クロドミル、シエルデ

ネル等皆相繼て世を去りシバクロドミル一人に

て全て國を管轄せり然るにクロドミルは國を分て

大害を醸す小事を目撃せり雖も又其覆轍を踐み國



を四州の區分して四子に各其州を與ふは是より又五半餘年の内乱を生じ人民を塗炭に陥るの基を起さるる時、コロンボト及びカニダゴト並に云へる者ありて各此時代の争乱に二人の奸婦を由り更に甚し其婦をコロシホト及びカニダゴト並に云へる者ありて各國王は配せしむ共威權を競ひ殘刻を恣にせしむが后妃の稱は適者にして却て暴人の名を取れり元來コロシホト及びカニダゴト並に云へる者ありてコロシホト及びカニダゴト並に云へる者ありて國王は配せしむ共威權を競ひ殘刻を恣にせしむが后妃の稱は適者にして却て暴人の名を取れり元來

り此妹は本妻を離縁する不及が好機會を得たりはカニダゴト及びカニダゴト並に云へる者ありて國王は配せしむ共威權を競ひ殘刻を恣にせしむが后妃の稱は適者にして却て暴人の名を取れり元來



これを以て遺恨遣る方なく復讐の念頻りたり。ルバ竟  
小太子の兵を擧げりて益々擾亂を煽動せしむ。雖も終  
にフレデゴンドは子クロテルの手ヲ捕へらむ。甚だ恐  
る。登き鞫問の逢く刑ヲ處せられたり。  
爰に往古曰耳曼は風習の従へば戰士の長其士卒を愛  
撫する証あり。其裝飾たるは戰斧或ハ最良の軍馬を與  
ふる。或は以て常とせし。ケラランクス人ゴールは遷居し  
て其酋長は侍者國王と仰がむ。一時に至り士卒を賞す  
る。小兵器軍馬を以てさす。邦土を裂く功臣を封ぜり。但  
し臣下は土地を與ふる法初ハ永代ならん。其臣或

は死し或は罪を犯す時其領地再び王に歸するを以  
て王の領地減縮す。事あり。其後土地を以て永  
代功臣に與ふる事。許さる。漸く王の領地減縮し  
隨く功臣を封ずる。其力衰へたり。去れば威力強き臣下  
は王を離れ我が領地を於て擅制し。權を振ひし。王  
權を愈々衰頹し。臣下は威力益々盛大に至る。其勢なり。ロ  
ーストラシアは重臣等アンドレットの條約より始  
て獨立し。權を得たり。ルバニウストリア及びポルゴ  
ンジの重臣も引續く。此權を得る。乃至ルバニウストリア  
後妃フレデゴンドの生し。ルベリックは子なる第二世



シロテルも許多は太子を虐殺せし後紀元六百十三年  
 乃至り麻の如く乱れたり國を平ば其地を併せし能く  
 之を治むる事を得たりシロテルも頗る麾下の信任を  
 取りし人おれど貴族の威權を限制せしむる却て其  
 威力を加へ且國政を大臣の委任せしむ由り皇子孫の  
 代り至り佛國王位を失ふ改革の端を起す事となり  
 第二世シロテル世を去りし後其二子國を受領せしむ  
 夕三ハルトは同胞を滅し其領地を併せし人をして  
 佛國を管轄せり時を紀元六百三十二年と稱す抑タ

ルトをメロウナンニアノ血統は中して最も有名なる太  
 子ありしは酒色の耽る事甚しく且既往り罪過を償は  
 んが為めに數多の贈物を寺院に寄進し其費用許多な  
 ばを以て府庫空乏に至りしは稅斂を厚うし國民  
 を虐する如き罪惡少はらず然るに公平を主として  
 て偏頗は政道にありし故に人望を得し事亦少あり  
 しがゴベルノ死せし後王位を嗣ぐ者數多ありし雖も  
 皆政事を執る事久しかりし且其國政の全く大臣の手  
 歸し其名存せしむる其實なきは故に人呼ぶ懶惰



王と云へり大臣の中にて最も高名なる人をベビンデ  
 ヘリスタルおと此人智勇を以て能くヨーストラシア  
 州を治むる事二十七年之久き及び其威權の盛大  
 なる事恰も國君に如くふく正統乃君を宮中の幽閉  
 せり去まば王も正の囚人々等しく年々シヤムプデマル  
 於て衆會の節のみ外出して人民と會する事を得る  
 と云ふ

紀元七百十四年、當りペビン遂に死せしむば庶子シヤ  
 ルレス、マルテルも大臣の官位を相續せり此人盛んに  
 雄威を耀らし、將帥の一人ありと云ふ斯に往日西班

牙國中過半を靡らるるサラセン人嘗て波濤の如き兵  
 力を以てペールニス山を踰えてエクワイテンに進  
 攻し此地を守まざる總督を打敗り國中大半を并吞せ  
 しが是時シヤルレス、マルテルも兵を率ゐる出陣し  
 州府に於てサラセン人と血戦し及びマホメットサラセン人  
 も竟に打敗らるる死する者數を知らず頃ハ紀元七百  
 三十二年あり此時佛國甚だ危急し既にサラセン  
 人其蹂躪し羅りマホメット回々宗の蔓延を蒙らんとせしシヤル  
 レス智勇を以て外患を攘ひしは國中其憂に逢ふ事  
 を免れ其他歐洲各國も無事を保つ事を得たり是より



シャルレスを益佛國の國力に固くする事と永年の争乱を鎮定する事として従事し後其職を二子ペピン及びカルロマンに傳へて没したり時、紀元七百四十一年を以て終りてカルロマンを日耳曼に勝ち後浮世の事なれど思ひ竟り寺院に退隱せり是より於てペピンを國に全權を掌握し是より國王を廢して其位を篡んとするの志を抱きけり

希臘人及びロンバルド人嘗て羅馬法王を襲ひし時ペピン力竭りて法王を救ひけるが後其功を賞せられ

んとせし時ペピン使を法王に贈りて申りし方今政權を執るに適當せざる國王を既して王權を任ぜられて頗る名譽を得たる大臣を執れり佛王の位に當るべきやと己の素心を露しければ法王はペピンを願ひ可なりとして王位に登らせし事兼諾り加之佛國は僧徒も大小僧の爲に盡力し貴族も亦ペピンの度量に服し其他全國は人民等も有名無實あるノロウシアン家の王位に在る事以願はず一致同心して王を廢せんとするは志を發せり去るハ威權已に傾きたる國王にル德里クを王位を貶せられて太子と共に寺



院子整居キベビニ難オク其志ヲ遂ゲフソン府ノ  
 於スビシヨッブセイントボニフイス即位ニ禮ヲ行ハ  
 一ニたり此僧も多年ベビシの為ヨリ頗テ盡カセ一者  
 かりベビシ法王ノ力ヲ依リ積年ノ宿志ヲ遂ス事ヲ  
 得タリテ其思ヲ報ゼんク為ス此時法王ヲ困辱セ  
 一希臘人ロンバルド人等ヲ討ントシ佛兵ヲ羅馬ニ  
 遣ハ一戰シ每シ兩國ヲ兵ヲ打敗リ其領地ヲ奪ヒ取ク  
 盡ク之ヲ法王ヲ獻セリ其後ベビシ人及バスク  
 テウラニア人我ノ服從シ貢稅ヲ出サスト又バウエーリ  
 ア侯ヲ征討シ臣下ノ誓ヲ為シ之ヲエクコロイテン州

を裁定シ佛國ノ版圖ヲ復シ以テ英名ヲ天下ニ傳ス四海ヲ尊  
 敬セズク者ヲなく在位十七年一紀元七百六十三  
 年ニ當リ殂落セリベビシ二子アリ兄ヲ查ルス後查ル曼ト  
 云ハ弟ヲカルロマンと云ハ二子ニ繼テ其國ヲ分領  
 せ一查ル曼在位ノ日ニ當リ歷史上大其面目ヲ一  
 新セリ  
 第三章 查ル曼在位ノ事  
 佛國ハ查ル曼及ビカルロマン二人ノ間土地ヲ分領  
 せ一より兄弟不和ヲ生シ大亂ヲ醸成セんとス  
 其勢アリカルロマンノ早世ヲ幸ハ其



禍我免ましく查尔曼ら全國を統轄する事を得たり其後  
 ロンバルデー國王ヂノールの女を娶りし故なく  
 下之を離縁せしむバヂノール其無禮を憤り查尔曼の  
 為りし領地を奪れたるカルロマンの寡婦及び其遺子  
 二人を迎へ取り且羅馬法王第一世アドリアンを我味  
 方し屬せん事を企くし法王はロンバルド王を助く  
 る事欲せざん却く查尔曼の同盟の意を厚くせしむ  
 ヂノール大に怒りを發し嘗てペピンは法王小與へた  
 る土地を蹂躪せり查尔曼之を聞くと直ち大軍を率ゐ  
 るアルプス山を踰え急に進んずウエロナ府に至り敵

の備なきを果して忽ち之を陥まカルロマンの寡婦及  
 び其二子を生捕り夫らとペリウアを圍みぐ又之を抜  
 き二百六年間連綿と永續せしロンバルデー國を攻滅  
 せり時々紀元七百七十一年なり國王ヂノールを寺院  
 に於て没命せしめカルロマンは二子を其死状詳あり  
 佛兵ペリウアを圍みし時々當り查尔曼自ら羅馬府に  
 至りしが旌旗を携へたる僧侶出でて查尔曼を奉迎し  
 ドリアン法王をセイントペートルの寺院に於て美麗な  
 る装ひを極え之を接待せり此時查尔曼を父ペピ



の寺院に寄附せし贈物を愈堅くせしむと説かれ其史  
乘り於て確證ありれば果して信を取ると足らば  
西班牙國內に在るサラセン王アルマンゾルを歐洲に  
於て著名りし且聰明な人あり此人嘗て西班牙に  
於て基督教を奉ずる諸侯を盡く伐ち従へく貢税を出  
さし之をサラゴガ及びアラゴンに支配せしめアルマ  
ンゾルは背き查尔曼を迎へしむ佛王查尔曼はペ  
ルニース山を踰えく西班牙に入り至る處盡く其地を  
畧し遂に進んでエブロ河に至る迄は土地を平定せし  
め凱陣に臨みし後陣の兵ロシセウアルに於てカスコ

ニ一候より襲撃せられ此時查尔曼は甥の猛勇な  
ロシランドを討死せり此一戦後來稗史の為りし許多  
の題目を起す者と云ふなり  
此時代の間に索遜人との戦争漸く初まれば強  
索遜人の貢税を出さしむ其他法教師を國內に入れ  
基督教を弘めし索遜人は貢税改宗の困り堪へ兼ね  
遂に法師數人を殘殺し種々の暴虐を働くことあり  
兵旅を動かし區々なる小國を以て佛王は威權を抵  
抗し我が自由を固守せしに至り此戦争の間索遜は  
大將ウチキンド嘗て大に佛人を敗りしは查尔曼を



大に憤りウエルデンに於て威力あり。索遜人四千五百人を屠殺して報復の意を遂げたる。其後ウヰチキンドハ屢敗走して多く兵士を損害せしむ。因り遂に查尔曼ハ降り基督宗ヲ改宗せりと雖もウヰチキンドハ旗下未だ服従せざるものあり。往々謀反する。查尔曼ハ負き一にバ竟にフランドル等の國ヲ放逐せしむ。乃至り始より全に鎮定せり。就中尤も倔强する者等ハ佛國及び基督教を恨むの念を抱き、スカンジナウニアに退去せりと云ふ。

日耳曼國中ハ在る各州ハ人民嘗て查尔曼の兵に抵抗

きんと企てり。共皆其兵力に為りて服従せざる。至れり。ボメラニアハ在るスクラウニア人も索遜人と倂りて厄運に陥り。查尔曼ハ旗下に歸し。且基督教ヲ改宗せり。爰に查尔曼の甥にウヰチキンドハ威を以て之を舉げてバウエリヤに侵入せり。ウヰチキンドハ其兵威に壓せられ困苦に堪はず。ホシガリに國を移住せり。ハンス人も同盟を請へり。抑ハンス人も近傍の諸國に押入り。貨物を奪ひ取り。我が根拠に歸依の風習あり。故にバウエリヤ侯は頼み。應ず直り之に同



盟ぎり然るマツシロは旗下ハニス人々暴戾を嫌ふ餘  
 りし遂ニツシロノ叛き之ヲ捕縛しテ查理曼ヲ出志し  
 うハ查理曼々ツシロハ終身禁獄せしめたり然るハニ  
 ス人々九年間激烈ハ戦争を志し共遂ニ全く查  
 尔曼ハ為えり平定せり我ガ根拠を打拔き二百年  
 間掠奪し儲蓄せし財寶を盡く奪ひ取らせたり  
 查理曼其皇妃ヒルデガルトを失ひし由て再びフラス  
 トレドを娶く後妃とせり此女々甚と微賤ありし雖  
 も天性傲慢しし頃事々報復ヲ圖るハ質あり常ハ  
 查理曼ノ侍し殘忍なる所業ヲ誘導し又嫉妒嫌疑ハ

念を抱かりし上下の人民皆苦まむるに至り去  
 らば此婚姻ハ甚だ查理曼の不運にして内々其徳性を  
 擾り外々其聲譽を失ふしし由り是に於て臣下ハ  
 者頗る不平ヲ懷き遂に查理曼を廢して其庶子ペピン  
 を王位に即しんとす此企ありしが此企謀早く暴  
 露せりハ查理曼彼ハ一味徒黨ハ者を罰せり然れど  
 も臣下の信任ハ再び旧に復さしむる云ふ  
 了下りアニに繼ぐ羅馬法王乃位に即し第三世レヲ  
 深く查理曼を仰ぎしハ位に登りて後幾日ありざる  
 羅馬人ハ忠義を表し或ハ查理曼の威權ヲ熟知する



證よりて羅馬の旗を查尔曼に贈り且羅馬府人の忠義  
 を了兼す愈き使臣茂此府不遣さるべしと乞へり其後  
 三年を経く故法王の親族等レテ法王の罪を責え道路  
 へ於て之ヲ襲ひ棒を以て乱撃し刺へ半死半生に法王  
 茂寺院へ禁獄せし然れども法王の幸の恙なかりり  
 ころ窺りて脱走を計りて遂に查尔曼の許へ遁逃せり  
 此時查尔曼大に尊敬してレテ法王を待遇し其名譽茂  
 敗さざりて羅馬の護送し且自ら引續て伊太利へ赴く  
 愈き事を約しけり

翌年查尔曼々レテ法王を乱撃せし者其罪を糾せんか

為りて自ら羅馬に發向せりて羅馬の僧侶數人々之を  
 悦ばず查尔曼の抵抗し僧侶を自ら僧侶に裁判せり  
 俗人の得て關する所は非と申し其所置て従ハざ  
 らんとし然れども法王を查尔曼に左右し更に己れ其  
 榮譽を失ずして其罪を免ゆ事を得たり然るに耶蘇の  
 生日十二月十五日に當り查尔曼祭壇に拜跪せし時羅馬法王  
 進み出る帝王の冠を查尔曼に加へりハ此時衆多は  
 人民も大音をて大に之を祝しけり從來レテ法王は孔子  
 子坦東羅馬の都府に帝に屬するの名ありと雖も是に於て其  
 名稱を廢し查尔曼を以て羅馬西帝と名えりハ遂に



東西羅馬の號を為すに至れり。是時後妃ハストレード没せり。由て查尔曼鰥夫と不  
 こり。ハイレ子と云者を娶ふんと思へり。此女々己ま  
 の太子コンスタンチンを帝位より敗し殺す之を殺し  
 後東羅馬は帝位を奪ひ取りし者あり。然るに偶東羅  
 馬は變革ありて貴族ニシテホルニスと云者ハイレ子を廢し  
 之を寺院に幽閉し自ら東羅馬の帝位を昇りて以て  
 此婚姻遂に整へざりしと云ふ。新帝ニシテホルニスと云者查尔曼は威力を畏れ速に之と同盟  
 して條約を結び東西羅馬は經界を定むたり。是に因て

東帝を従来管轄せし西羅馬の地を失ふに至れり。  
 查尔曼は威名遠く亞細亞洲亦及びバ有名なる亞  
 刺比亞王ハロニアラスタットと云者使者を數多の贈  
 物を托して查尔曼に遣はさし其贈物の中に佛國は  
 於て始て人目に觸る。時計あり且厚く信義を表せ  
 ん為る。ゼリセルムの管轄を查尔曼に譲り此地の  
 當時己に信神の爲りに巡拜する者の數至りて亦  
 查尔曼は紀元八百七年に至りて盡く旧敵を克服せし  
 又新にホルダグ海の北岸に住るホルマンは強族  
 と兵を交ふるに至り此強民ゴットフリーと云へる勇



氣逞しき大將の命に従ひ數佛國沿海の地を亂入して  
 掠奪致す事甚しかりしハ查尔曼は此海賊を  
 國を征せんが為て軍勢を出さしと雖も容易に之を  
 戡定さへしむべきを以て己の事を得ず和睦を結ぶ佛  
 國を歸陣せし

凡そ中古時代の於て國は衰へたる原因の一を尋るに  
 國君の死さし後其領地を諸子に分與すは其弊習の由  
 ありきしハ英明ある查尔曼は此弊習を改め事能はざ  
 故に帝國を分る數子に與ふるに意りし此時貴族僧侶  
 等亦之に同意せしハ遂に領國を數分し長男查尔

斯次男ペピン三男路陽は三子の與へたる時、紀元八  
 百十三年あり然るに分領を定めて後查尔スピンは  
 二子先に死せしむを查尔曼は獨り路陽に帝國を譲る  
 事を定めて共深く二子の早世を哀悼し竟て是が為り  
 其身に健康被害ありと頗る衰老を起さけれを最早臨  
 終の期も遠うしむを覺え經文を誦し祈願を凝し信神  
 の念更り急らざりしに死す垂んとすは時苦痛を忍び  
 奮發して漸く右手を擧げ十字形を像し然る後静に床  
 上より直り天帝に我が精神を委託すを叫びて奄然と  
 して長逝せし時、紀元八百十四年一月廿八日、



在位四十四年行年六十二歳方加平一萬八千八百  
 查尔曼々我々技量を以て數大國を其版圖に歸す佛の  
 全國并り日耳曼翁瓦利白耳義及び西班牙國內はバル  
 セロナ伊太利州内のベネチア等トに至る迄は土地我  
 以て盡く我が所有とせり其兵を用ふる事事實無比類  
 ありしと雖も政事の才に至るは又造り將帥の畧り起  
 越せりと云ふ嘗てノルマン海賊は暴乱を拒ぐんが為  
 り大い海軍を起ちし事あり又萊尼河とジニール河  
 との運路を通せんが為るは交渉を開き蓋し大西洋  
 及び黒海は通商を合一せし者あり此企は極ま

精巧なる職人を得るは非水を成就せざるは事業  
 ありは查尔曼は配慮凡庸は非る事知候べし又新々學  
 校を設けし教育の道を開き且法則を制し旗下の授  
 けたり此法則或は不條理なる事あり非ずと雖も其  
 要件を得し事亦少しとせし又裁判官を置き目代人  
 を以て其職に任す之は州郡を巡行して縣官は良否を  
 按り人民の愁訴を聽断せしむ此目代人の權を僧侶と  
 雖も其處置を仰ふ事を得たりしは查尔曼は所  
 置於て最の缺失と成りし事常々教門の事に關係す  
 神學に就く靈妙測知し難き事を布令せし不在り又平



生僧侶の富饒を非斥せんと雖も自ら施を處し至て之  
 屢最良の贈物成以て寺院に寄附し且羅馬法王の威力  
 を盛んに加之大に其所有を増加せり其所行に於て  
 之甚く貴ぶるべき性質あり平生時間を分て課業を定  
 め日々に務必一定せり且其人と為り君と為りて之  
 仁夫と為りて之和父と為りて之慈母なり又深く文學に  
 従事して暇ある時と學士と談論する故以て最上と樂  
 となしと云ふ

第四章 カルロウマン家なる國王の事

查尔曼の智勇に由り興起せり赫々たる帝國に其嗣子

は暗弱な体を以り父王の尸柩未だ冷ざるに忽ち瓦解  
 して四分五裂せり此時紀元八百十四年あり此時代の  
 史乘混乱して分明ならざるに國君土地を割て諸子の  
 分與せりと土地の變革數あるに王家は相續頻りにて  
 徒に其名を以り區別するとの三の者より由まり茲に查  
 尔曼の佛國の人民に其國語を嫌ふと評りりて路易  
 九之に異り甚だ佛國の民を親愛するの風あり且性質  
 温和な体を以り從來住居せりエクライトンに於て人  
 民の愛を得たりりて即位の日及んで佛國の人民  
 盡く喜悅し奉迎せり此人行状を愛するべきと性質の



仁惠あり、因り幕下は者之を稱し、温厚あり、若く名  
 けたる蓋し、路易は此稱を得り、其一身に於て、令名  
 を得たるや、ふれども、帝國の事業經營は事より之を  
 觀れば、適當と稱し、非ざる、路易國王に登り、後二年を  
 經て、羅馬法王第五世スチーパンに手より帝王の冠を  
 受たり、此時紀元八百十七年あり、其後程なく、路易は  
 古來佛國に於て大業たる覆轍を踏み、領地を分て、エ  
 ライテンをペピンに與へ、パウエリアをルイに與へ、又  
 長男ロゼルを、己れと同く政事の與る事を得  
 せり、佛蘭西、伊太利、と兩國を以て其所領とする事を

許せり、去れ、從來政治宜き、我失ふより、王權己に衰  
 弱し、赴きり、小此失策、由て國勢益振らざる、至る、  
 路易は甥ベルサに、既に伊太利の地を領せり、ロゼ  
 ル、伊太利を領する事の許を得る、及て大に之を憤り  
 謀反、旗を飄らせり、雖も旗下は心我失はく、兵士盡  
 分散せり、遂に生捕きて、亂彈を受け、己に死罪を  
 決せり、路易は特に死一等を贖ひ、更に眼を抉り、  
 後三日を経、死せり、路易は猶後來に騷  
 亂を拒絶、為り、查尔曼の庶子三人を寺院に幽閉  
 強く、沙門を、其より、其の



路易ハ斯ル殘酷ニ處業を行ヒテ後深ク此事を悔ム  
 其自ら其甥を虐殺シ其兄弟我無道ニ處セシ者ト非存  
 世ニシテ僧徒等此機ヲ乘テ偽計ヲ設ケ路易ハ説ク  
 汝日僧徒ヲ會セテ非リ座中不於テ躬ニ前罪を責メテ衆  
 僧ノ裁判ヲ任セテ事ヲ勸メ且路易ヲ責メテ寺法ノ如ク  
 贖罪法ヲ修セシ之事ヲ去ルハ僧徒等陽ニ々罪業消滅  
 ノ説を以テ王ヲ盡惑セシト雖も陰ニ々王ヲ柔弱此乃  
 知ル不レテ己ノ威力ヲ以テ之ヲ驅役スル事亦容易ナ  
 事ト思ヒテ王ヲ法教ニ眩惑セシメテ虚ニ乘ト之ヲ謀  
 謀事更ニ頻ニシト云ク

然リテ此時忽然トシテ一寢事生ゼリ即チ下文ノ如ク  
 路易ハ前後没セテ後更ニバウエーリア侯ノ女ジョジス  
 ヲ娶リテ後妃ト為リテ此女ハ腹ニ一兒ヲ出生セリ此  
 兒後ニ佛國王トナリ頭髮ハ禿ホリテ以テシャルレス  
 ゼバルド禿髮ニ呼ビテ去キバ上ニ説ク如ク前後ハ所  
 生三人ハ各國土ヲ分領セシ之ヲ以テ更ニ此兒ヲ與  
 小ハ地ヲ与リテハジョジスヲ路易ニ説クロゼルハ  
 領地一部分ヲ割テ此兒ヲ與ふる事ヲ勸メたりロゼル  
 一旦母ヲ言フ從ハリテ直ニ之ヲ後悔スルヲ至ス



路易の三子幾あらば一て旧規を復せんと欲し謀反を企て徒黨を語らひてコロロビーの僧ウラアより強大なる應援を得たり此僧を常の神聖の稱を得たる者あり共三子の謀反するに及んで異存なく其募る應に徒黨の長とあり然る叛黨の者々愚昧なる人民を煽動せんが為る政府の所置甚だ不善なり且皇妃ジョジスと宰相ベルナルドと奸通をたりと云ふ説を流言せり然るに路易は天性柔弱あり以て遂に叛黨に屈從しジョジスと寺院に幽閉せらるる路易は殆んど同厄に陥んとせしを絶小其災害を免れ已む事を得ず盡く叛黨を

赦免すはれ令状を出さるる雖も徒に益擾乱を增長すはれあり其後路易は再び國王の威力を復し又ジョジスを迎へ取りて此時ジョジスも復讐を念正り然るが如く誓す前辱を雪がんとすはれ意ひり路易は己のウアラを放逐し又二子ロゼル及びペピンを天理に戻り父母に敵抗せし罪を以て宗族の籍を除き加之我に徳恵ある宰相ベルナルドを疎んずはれ至り紀元八百三十二年の當りロゼルペピンは三子再び兵をアルサクに集め父王に敵せんとするは備をなす時羅馬法王第四



世グルゴリイ父子の間を和解する者も詐て深く三子  
 の結び柔弱なる路易を脅す宗教破門を爲すの意を  
 以てせり此時佛國に在て路易を助ぐる僧徒數人激論  
 法王に贈り脅すに申さるは國帝を叛く法王を大  
 逆の罪を犯す者にして直之を破門すべし然は其  
 過を悔ひて猶叛黨を助けずハ羅馬法王の位を貶せ  
 んと威しけるハ佛國の僧徒にして最も有名カハレラン  
 ハビレヨッパアゴバルト下カ自餘ハ僧徒ト合一する事我  
 欲せん僧ハアラア及びハラットベルトと云者ト結び己きの  
 説を主張して羅馬法王の宇内を裁断する威權を有す

者ハカハ天帝ヲ知らず人間ヲ得テ制す所ハ非ズ  
 と唱ふグレゴリイハ佛王を助ぐる僧侶ト答ふるハ傲  
 慢無禮ハ辞我以てて從來羅馬法王の言ハ及バざる  
 威權を主張せりと云ふ  
 恣に狡猾あるロゼルハ路易と和睦せん事我謀りグレ  
 ゴリイを使つて父王に許し遣はせり此時の會同如  
 何ハ事アリしヤ知難ト雖も是より王家衰滅ハ基  
 礎ナリ憐む可ハ路易ハグレゴリイの謀計ニ由テ忽ち  
 我カ應援を失ハ已ハ事我得ずハ敵ニ降伏せり其後  
 會議由りテ路易ハ王位ヲ廢す事を決リ太子ロゼ



ル帝國を掌握せり。法王グレゴリーを羅馬に歸れ  
 了。斯ヨエッポト云へる僧々元來卑賤なる者ありリ。路易  
 在位の日拔擢せらる。リムス其高僧又昇りリ。忽  
 ち其恩を忘却し今度の改革を永續せん。為り。不正  
 なる説を起して申け。何人。て。往事を後悔せる  
 者。其官職を廢せざる可う。故。悔心を抱く王も  
 政事を執任し當る事を得ず。今路易も既往の罪を悔  
 ゆる者あり依り贖罪を為る。永世王位に就くの道を  
 絶たせり。唱へける然る。此僧は説行はる。を得て

路易は遂にマクソンに改む。セイントメダルド寺院に  
 於て躬身贖罪法を修し罪過懺悔を書し調印せたり。其  
 後竟り王服を脱し悔罪人の服を着し寺院中にて最  
 ゃ矮陋ある小室に禁錮せらる。然るに僧徒は威力盛ん  
 なる事其分が過ぎて甚だ跋扈を極め。遂に衆民等愁嘆  
 盡く公平を所置。願ふに至る。是に於て全國人民は望を失  
 ち王位を賤斥せし。ル再び路易を旧く復さんとせし。路  
 易は柔弱にして法教の溺は。事前日。益甚し。我  
 以て路易を直之。我肯て其深く羅馬法王に服従せ



意を表し全く前日の罪過を赦され且一度は威權が敗  
 ちたるゴバルドが旧王復せし後再び王權を執りし  
 と云ふ

再び既往の過を踐む時自ら前日は不幸を招く是必  
 然の理あり去れを路易復位の後次子ペピニ紀元八百  
 四十年を以て死せしより其領地を分つ時三男バウ  
 エーリリア侯を除きロゼル及びシャルレスを分ちし  
 を以てバウエーリア侯も不平を抱き直ち兵を起し  
 父王を敵せしむる佛王路易を叛子ルイを征伐せんと  
 して出張せしむる心中甚く悲哀を念が生じ且此時偶日食

ありて惡兆と判断せしむる心中鬱々として樂まず竟  
 りメング府の近傍に於て病に罹りて没し行年六  
 十三歳に在位廿八年あり路易死す臨て猶眷々と  
 して愛子シャルレスを事成懸念し遺言しホルゴンガ  
 ー及び子ウストリア州郡を與へけり後ホルマン  
 ガーと稱せしむ即ち子ウストリア州の事あり

路易在位の間サラセン人らシ、リ、國を攻略しチス  
 カン海を横行し伊太利國を領せんとすは威を示し  
 ノルマン人も断えずフランデル及び佛國の海岸を蹂  
 躪せり去れば歐洲に於て外に南北に敵を構へ内は各



種々擾乱起り實に慘憺たる形勢あり中々就て佛國を  
 父子相争ふの罪過我累ね人民の困苦言ふ程なり  
 親に不孝なる者も亦其兄弟の友ありごとくかや去れど  
 多年其父を悩まし口ゼルを紀元八百四十一年を以て  
 王位に登りしが忽ち不友の心我起りて弟の領地を奪  
 んとせりケバルイ及びニャルレスを一致して兄を叛き  
 ボルゴングー國內フホント子に於て未曾有の劇戦を  
 ちし大に口ゼルを討敗り此戦の殘酷なる事實を比  
 類なく死亡の數を記すは者諸史各一ありごとく雖も此  
 戦の殺傷よりて大に佛國を不運を招き後來ノルマ

に人佛國を平定する原因の一端を開けんと史家皆論  
 定せり  
 口ゼル索遜人にも應援を得んが為め嘗て查尔曼の立  
 ち置たる基督教を奉せしむるの法則を廢せん事我索  
 遜人の約せしむる此處置よりて遂に二人の弟口ゼル  
 の王位を廢せしむる口實を得るに至れり然るにシヨップ  
 等エトグスレ、シヤペルに於て大會議を起しルイ及び  
 ニャルレスの歎願を容れ鞠問を遂げし後口ゼルを全く  
 佛國帝王の權利を失ひし者と布告し帝國を以て二人  
 ありと定めしむる是時口ゼルを威權甚だ盛んにし衆



僧の議に従はず強き帝國を分つ條約を定む從來領  
 き土地過半を有する事を得ず  
 其後ロゼル僅く二三年を経て死したり此人將り死せ  
 んとするに臨み自ら僧徒の服を着しけり蓋し古來不  
 徳亦在王在世に罪惡を消滅せん為り此所為ありと  
 云ふロゼル三子あり長男ルイ帝位と共に伊太利を受  
 領し二男第三世ロゼルの某地を領し我々名に依てロ  
 ゼリシニア後ロセルと云ひ三男シャルレスと云ふ  
 エシス國を受領せり是に於て查尔曼は帝國數多の小  
 國を分裂し互に猜忌を懷き争乱持續し人を殺傷

する事常々已む事殊々シャルレスとゼバルドの領國も最  
 も不幸に極り陥り領主シャルレスは父路易は柔弱と母  
 ジョジスの輕躁ある性質を受け國君は徳なく加之ノル  
 マン人は乱暴甚く盛んにて巴黎府に至り迄放火殺  
 傷を患を蒙り貴族僧侶も互に瑣細の嫉妬を由り激  
 烈ある争を起し國の危急を顧みず人民は困苦實に言  
 ふ盡うたが去ればシャルレスはノルマン人抵抗する  
 力ありしをノルマン人はセイイン河を渡りて巴  
 黎を圍んとせし時シャルレス更に防禦を策よく賄賂を  
 其暴民に贈りて退去を謀りて元來ノルマン人は極



りく多欲あるが故に賄賂を得る時を一旦其兵を退くと雖も其利を為さず兵を回し来る事甚く速かばシャルレスは所置を敵を退くると非ずしを却て賊を招く者と云ふべし

查尔曼不幸より嗣君甚だ柔弱ありしハ羅馬法王は威權益々盛大に赴き法王を竟に歐洲各國の君を管制せんとす侯の大望を起したり此時圖らば起りたる事變に依り法王は成功を助けざる事甚く少からず其事を舉ぐルロルレン國王第二世ロゼルは其妻テウ

トベルが我証よりインセスト縁組を禁ずる近の罪を親と交接するは罪

以りて離縁せしむ此女初めに熱湯を試法を行ひて自ら罪なき旨を表すと雖も遂に慘酷なる拷問を以て枉ぐ罪名を加へ然る後其妾ウアルドラダを妻とす加之エークスレミアベルに於て會議せる衆僧に説て我が所置を堅くする事我勸りたりロゼルは所業斯る不善を極りしハ從來羅馬法王は預は所々大抵國王ロゼルを誹謗するに止りしと雖も是時法王ニコラスはロゼルを絶さんと決すメレンジに於て衆僧の會議を設けロゼルを絶し老僧が衆僧を却てロゼルを以て無罪ある者と裁決せり故にニコラス法王此決定を



悦ハ定終ニ其事ヲ開ケテ最も威力有る僧徒ヲ廢シ且  
ロゼルニ使節ヲ送テロゼル若シキウトヘルガを召還  
シ再び本妻ト爲ギル時ヲ速ニ破門ヲ爲シト脅セリロ  
ゼル之を聞ク大ニ畏レ速ニ法王の說ニ服從シ剃ヘ後  
妻ウアルボラガを捕ヘテ羅馬ニ送ル然ルニ此女途  
中於テ警護ヲ脱シ再びロルレンニ歸テ又ロゼルの  
本妻ヲ復スル事ヲ得ナリキウトヘルガ共ニ争ハ事  
ヲ欲セバ躬ラ王ニ縁ホキ者ト明ラセテウアルボラガ  
ヲ以テ本妻ト爲ル事ヲ兼諾セリニコラス法王此事ヲ  
聞ク深く不平ヲ懷ケリト雖モ偶疾ヲ罹リ志ヲ遂ズ

ニ没スリリ其後ヲ繼シ新法王ヲロゼルを羅馬ニ召寄  
セリ之ヲ以テ満足ホキトシ是時ロゼルを新法王  
ニ向ヒ嘗ク故法王ノ罪ヲ得ルリト雖モ決シテ咎ヲ  
蒙ルヲ故ホシト誓ヘシ其後ロゼル幾ホク死セ  
シトバ人民盡ク法王ヲ偽リテ妄誓ヲ爲シ罪ありト  
唱ヘケリ  
ロゼル死スルニ及ンズ二人の叔父シャルレス、ゼバルド  
及ビルイゼ、セルマニック、ロゼルは兄ルイを除きて其  
地ヲ奪ヒ取リテハ羅馬法王アドリアン佛王シャルレス  
ヲ脅サシ王位ヲ奪ヒ取リ由ヲ以テテテ此事遂



無益に屬したり是時シャルレス故有りて我二子ロゼ  
 ル及びカルロマン成寺院に幽閉せんとせしむ口ゼル  
 を不具し且病身ある故に異議なく父の命を遵奉  
 せしかカルロマンを父に叛く其命に抗し法王に説く  
 我が謀叛を助けしをいふ遂に敗績し已む事成  
 得ずルイゼゼルマニックは朝廷に潜伏せり紀元八百七  
 十五年に當り第二世ルイ相續し男子なくして死せし  
 りバ佛の朝廷及び羅馬法王を其領地を分ち取んとし  
 て遂に争ひを止免判へ法王アドリアンを懇切ある書  
 簡成シャルレスに贈れり加之後法王に登り第八世

ジョンを更に懇切に極むパウイアに於てシャルレスを帝  
 位に即し給ふは是時ルイゼゼルマニックを旧例に依り  
 其領地を三子に分ち死したりしバシャルレスを欲心  
 募りて三子の領地を奪ふ事成務えし雖も戦ひ利は  
 ずバシャルレスは士卒を損し空しく汚名を殘せり此頃  
 ルレスはノルマン人我の領地を蹂躪せしれ自國す  
 ら防禦する事能はざりし却て他人の國を伺ひしを失  
 策の甚しき者と云ふを  
 サラセン人は伊太利の海岸を剽掠する事断えざりし  
 羅馬法王其暴威を畏れシャルレスに迎て我が助け



と為んと欲し紀元八百七十七年、當り使が佛國に遣  
 へりしシャルレス若し法王を救はざる時を帝國を奪は  
 んと脅せりシャルレスは直に法王に命を應じ伊太利に  
 到着せしを忽ち甥カルロマン其處に架し帝位を奪ふ  
 の企てありしを報告を得たりしが大に驚き急ぎ兵  
 を佛國に回さし途中に於て貴族の人望を失ひ憐む  
 ぎ病難に罹り路傍に陋屋にて没しけり  
 シャルレス在位の間封建制度を確定せる故以て頗る著  
 名あり抑從來諸侯の領地を與ふる事大抵一代お止り  
 しグシャルレスの末年に定めたる法令より遂に世祿を

制とあり去れを王權を漸く衰へ貴族の威權を益確  
 乎として動らざるに至り是時又ゴール人、フランク  
 ス人と混じり一國人民とあり從來國語を羅旬及び日  
 耳曼を合一せし者あり共此に及んで分ちて二種とな  
 りと云ふ

第五章 カルロウヰンシアン家を續きの事

シャルレス、ゼバルド没せし後其子より吃人と異名せり  
 是よりルイ位を繼ぐ此王在位僅に二年より終りしハ  
 更に記載を盡き事なりルイ三子ありルイ及びカルロ  
 マンと云ふ然るにルイ没せし後二三月ありて遺腹の



子生せしうハ之をシャルレスと呼べり茲に第三世ルイ  
 及びカルロマンを父に土地を分領し互に一致和合  
 せしがカルロマンの舅ドーズンと云へる者あり嘗て  
 ドーズンに内々メント小設けたる聚會に於てプロウ  
 エンスは國をドーズンに與ふを以て神教を蒙り多  
 りと布告しけりハドーズンを直にプロウエンス州を  
 押領せし羅馬法王此事を兼諾し自らドーズンを王  
 位に即しけりなり抑ドーズンの人となり英敏伶俐に  
 能く其國を治めしが他國に屢災害を蒙ると雖も  
 自國を獨り安寧ならし去まハ數百年代の間プロウエン

ス州を佛國內に於て最も開化の景況を保つ事を得た  
 り  
 シャルレス、ゼ、バルドは子孫長く王位に在る者なく第三  
 世ルイ及びカルロマン早世して相續は權僅に五歳を  
 居シャルレス、ゼ、シンプルに歸せしが佛國は貴族今日の  
 形勢に當り國君幼稚なは時を國勢益衰廢し趣く可  
 と決議し僅に獨り存したるルイ、ゼ、ゼルマニックの子を  
 擧ぐ王位に即しえたり之をシャルレス、ゼ、フハットフハット  
 のと號す此王已に二人の兄弟の後を相續し且羅馬法  
 王より帝冠を得たりしうハ一身を以て再び查尔曼を



領地の過半を有する事を得たりと雖も天稟英才勇氣  
なきに由て此の如き廣大なる領地を處分す所力ある  
りしに云ふ抑々ルレスも人と為り倨傲して性質甚  
だ怯懦なり又過食に癖ありて故に常日人小鄙りたり  
且條約を就て賤むべき事ありて以て竟に醜名を得た  
り即位後直にノルマン人ホフレイヅランド州を與  
へ且貢税を拂はん事を約して和睦を求めしが屢盟約  
を背きしに再びノルマン人々怒りを起し紀元八百  
八十六年の當りノルマン人々更に猛威を奮ひ其勢風  
の如く國中を横行しポントウ井ス小放火し遂に進ん

ぐ巴黎に迫り佛人々力を極めて籠城せしが勇氣甚  
だ盛んなる事史家解説に於て最も著名なり殊に巴黎  
の公侯ユーズと云者善く其府を固守し頗る勇氣あり  
數多の貴族を加へて守城の兵を増えし中不就るゴ  
スリン及びバアンニリックと呼べし二人は僧徒最も勇名  
を顯したるノルマン人々痛く城を攻まども佛兵の勢  
の更に屈せざ一年餘り籠城し國王は後援を渴望  
せしが已りて佛王大軍を率ゐり巴黎に到着せり此  
時若し一戦を決しおハ佛國は勝利必を疑ひならるべ  
き佛王は平生の性心發して勝敗を決するの心なく



鄙くも大金を出してノルマン人々與へ其圍を解し  
去れど佛王の管轄を受し國々皆シャルレスは鄙劣なる  
行を嫌て叛逆は意我起せり日耳曼人先づ兵を擧ぐバ  
ウエーリア王の庶子アールノルドを選ぐ國君と仰き伊  
太利をフリュリ侯及びスポレート侯に從ひ佛國を固く  
巴黎を防禦せし豪傑ユーグを推て國王となせり去れ  
バシャルレスは狂氣に如く成果を盡く臣下は望を失ひ  
宮殿より逐出せしむるに衣食も缺乏せんとなす  
はつ至りしが幸ありてメンジは僧ルイトバルトの慈

悲を蒙り其窮厄免はし事を得たきと山往日の繁榮  
一醉の夢と寢し僅に其日を過しはいと憐なる死  
を遂げり時を紀元八百八十七年あり  
ユーグは佛國を王と仰ぐはしと雖も其領地甚だ狭く  
僅にミウス河及びロア河を以て界となし割へ其領内  
の地を領す諸侯數多りし佛王に従ふる其名あり  
のみ殊にフランドル侯エンリ侯は如きを恰も獨立  
せし者如くし威權甚だ盛んあり加之ユーグの  
政治極あり酷烈ありしを幾許ありし佛國の人  
民大に不平を懷き漸く背反の意を生じ紀元八百九十



三年に至リウエルクソン伯侯カリムス其第一等なる  
 ビシヨップを謀ル正統の相續人シャルレスゼンシナル  
 を佛王位に復せんと欲シ竟ル兵端を開キ一戦  
 我經たは後エーヌ及びシャルレス佛國を分領すは事我  
 定カユエーヌを巴黎及び其近傍の地を領シシャルレスは  
 朝廷をモゼル河北邊に定めける其後エーヌ早く死  
 せしラバシャルレス一人として全く佛國を領シけり是時  
 紀元九百十一年なり  
 爰ノノルマンに大將として最モ著名なるロルロと云  
 へる者を到は所盡ク佛兵を打敗リロロに我奪ハ取テ

甚ダ猛威を振ハシテ佛王を大ニ怕モ和議我乞んカ  
 為り一人は僧徒を使ヒテロルロに遣ハシ汝若シ  
 基督教に改宗シ佛王を國君ト仰ギ後來ノルマン人ハ  
 襲來を拒グ其助けを為シ我女を嫁シテ妻トス子  
 ウストリア州を汝主從ニ賜ハんと云ヘリロルロは其  
 條約を肯んザシ更ニ一時は間ブレタン州を以テ子  
 ウストリア州に代ハル事を乞フ佛王其願我許シ直  
 ニ其女をロルロに送マシロルロは佛王に隨從を礼ト  
 シ敢テ臣下の禮を行ハズ殆んど佛王に打勝シ者は如  
 くカリト云ハ



是時、當てシャルレスと威權益衰へ日を追く柔弱を極  
 るに、國事を舉ぐ宰相ハガノンに委任するに至り  
 りハガノンと下賤より起る者と雖も才能衆の秀ぐ  
 遂に政權を掌握し傲慢果決は行成以て貴族を抑制し  
 十年の間王の特權を維持きたるに紀元九百廿年、  
 至り貴族等の憤怒益甚くして鎮壓するに及ばず至  
 り、これを佛王ユースと弟ロベルトと其機に乗じて愈  
 貴族等を煽動し朝廷に叛きシャルレスを廢せんと誓ひ  
 兵を集めてシャルレスをレランに圍む直に此府を攻取  
 り、シャルレスは忠義の臣ハガノンに扶けられ僅に口

ルレンに逃走せりロベルトはウエルマンド侯へルベ  
 ルト及びボルゴニデ侯テルフは同盟を得て紀元九  
 百廿二年に至りリームスに於て王位に即き勢は頗ほ  
 盛んありと雖もハガノンは忠義の志少くも撓るに勇  
 氣益凜然として佛國を恢復せんと奮發せしが幸いハ  
 ルマン人は應援を得る勢は再び加り遂にソイツンホ  
 於て敵兵を襲ひ一戦にロベルトを打取りと雖もロベ  
 ルトは子ヒウ及びウエルマンド侯力を盡して拒ぎし  
 うに敵兵の銳氣再び加り又流血漂杵の劇戦を未だ  
 一少運は盡は所しや官軍遂に敗北してシャルレスは口



ルレニ、逃走せり此一戦を以て官軍振ハきまゝ至り  
 一ろが佛國の王位を既ち死せしロベルトの子ピウ  
 及ぶおきマピウを之を辞してホルゴンチ侯ロドル  
 フに傳へたり茲マウエルマニド侯ヘルベルトを人  
 と為り鄙劣マシく且信義のあき性質あり一か佛王は  
 位已まじ及バざる我怒りシャルレスを餌とし望を果  
 さんと思ひ再び王位を復し且之を守護せんとの口實  
 を設けくシャルレスを迎へしシャルレスハ此偽計を信  
 じ其迎へ應ぜしかをヘルベルトを直り之を幽閉せり  
 シャルレスは妃オグイナ此災害を聞て僅マ三歳未一

子を携へ其兄英國王アセルスタンの許に逃竄せり恁  
 くヘルベルトは百方謀計を廻らし遂マロドルフを脅  
 すりシャルレスを許さん事我以てせしバロドルフを  
 此偽計に陥りレラン州を與へけけ其後程亦くシャル  
 レスもヘルベルトを毒殺し逢て死せりと云ふ  
 シャルレス在位は間佛國不幸にして其所領たる日耳曼  
 及び伊太利の地を失ふに至り去るが日耳曼各州も  
 一致してセキフニ侯ヲツを國王に選びしバラツグ  
 老年なる我以て王位に登る事我欲せしフランコニ  
 ア侯コンラット我以て我が代人とまさん事を言出せり



是より於て日耳曼各州集會コングレガチオンを以て國王と  
 定めしが此王九百十九年没以て死せり其死する時我  
 が恩人マクの女子ヘンリーを以て王位を繼ぐべき事  
 を貴族に勸めしが日耳曼各州又集會して先王を勸  
 めて從ひてヘンリーを王位に就し給ふなり此王及び後嗣  
 の君は皆智勇兼備の譽あり遂に郡國を安寧を恢復  
 して遙に歐洲の中央に及ぼせり去れしがセキツニ一家  
 を再び往時は查尔曼の名譽威力を續ぐ事を得あり  
 ロドルフ名を佛國王たりと雖も其實權は己を擁立  
 せしビウゼグレートは手を取らざるにビウゼグレートは世祿

の地を加ふるに寺院は年貢を以てする事夥しうり  
 うは亦僧侶の名稱ありと云ふロドルフは長く王位  
 に在る事成得ず且未だ相續の子なきより不幸あはせし  
 れス後より事六年に没しけはホルマンチー  
 打勝しロルロロドルフ先づ事三年に己ま  
 ち領地并に我が威徳を一子ウールレムに傳へて死す

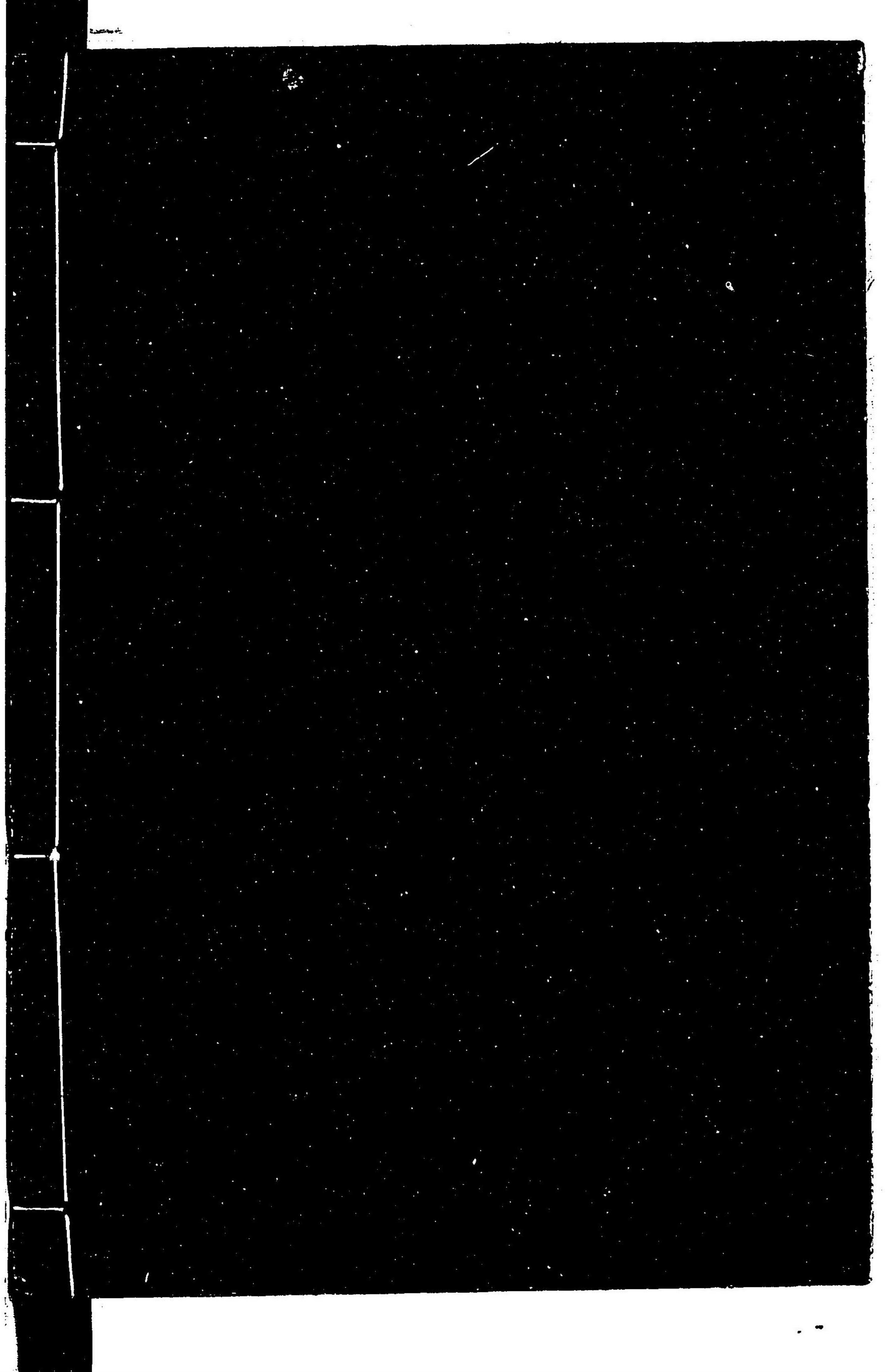
内村耿之介 校



佛國古今通史卷之一終

149  
3  
59







特31

617

館館書會育教本日大

室 第

三	三	三	三
二	二	二	〇
冊	號	架	函

003755-001-9

特31-617

仏国古今通史

秋山 政篤 / 訳

M7

ACD-0451

